

規約変更書

出版健康保険組合同規約の一部を次のように改正する。

(組合員の範囲)

第43条 「この組合は、次に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者及びこの組合の組合員であった法附則第3条の特例退職被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。」とあるのを、

(組合員の範囲)

第43条 「この組合は、全国に所在する次に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者（以下、法第3条第4項の規定による被保険者を「任意継続被保険者」、法附則第3条の規定による被保険者を「特例退職被保険者」という。）を含む。）を組合員の範囲とする。」に改める。

(標準報酬)

第44条 「被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。」とあるのを、

(標準報酬)

第44条 「被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。」に改める。

(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第45条 「一般保険料額及び調整保険料額の94分の49.5は事業主、94分の44.5は被保険者において負担する。」とあるのを、
(保険料額及び調整保険料額の負担割合)

第45条 「一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の94分の49.5は事業主、94分の44.5は被保険者において負担する。」に改める。

(予備費の費途)

第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保険給付費
- (2) 納付金
- (3) 保健事業費
- (4) 還付金
- (5) 営繕費
- (6) 病院診療所費
- (7) 訪問看護事業費
- (8) 介護老人保健施設費
- (9) 財政調整事業拠出金

とあるのを、

(予備費の費途)

第48条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保険給付費
- (2) 納付金
- (3) 保健事業費
- (4) 還付金
- (5) 営繕費
- (6) 病院診療所費
- (7) 財政調整事業拠出金

に改める。

第48条第3項に下記を新設する。

3 「子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。」

(1) 子ども・子育て支援納付金

(2) 還付金

(準備金の保有方法)

第49条

2 「介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。」とあるのを、

(準備金の保有方法)

第49条

2 「介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。」と改める。

附則

(施行期日)

1 第43条第1項、第44条、第45条、第48条第1項、第3項、第49条の第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。